

答申情第129号
令和4年3月18日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会長 北村 和生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年12月18日付け京動愛第9号及び令和2年12月21日付け京動愛第11号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

- 1 動物取扱業変更届出書の公文書一部公開決定事案（諮問情第222号）
- 2 動物取扱業変更届出書の公文書一部公開決定事案（諮問情第223号）

1 審査会の結論

処分庁が非公開とした部分のうち2020年9月12日付け第一種動物取扱業変更届出書の欄外（「7添付書類」欄の右）の1行目の記載、平成30年11月8日付け第一種動物取扱業変更届出書の「4変更内容」欄の記載全て、並びに2019年10月5日付け第一種動物取扱業変更届出書の「4変更内容(1)変更前」欄及び「4変更内容(2)変更後」欄のいずれも1行目の1文字目から9文字目までの記載については公開すべきであり、その余の部分について非公開としたことは妥当である。

2 審査会における審議の方法

別表に示す2件の審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、いずれも同一人から提出があった、特定の動物取扱業者に関する公文書の公開請求に対する各処分（いずれも一部公開決定処分）について行われたものであり、また審査請求における争点も共通することから、当審査会において、これらを併合して審議した。

なお、以下、諮問情第222号に係る処分を「本件処分1」といい、諮問情第223号に係る処分を「本件処分2」という。また本件処分1及び本件処分2を合わせて「本件処分」という。

3 審査請求の経過

本件審査請求の経過は、別表のとおりである。

4 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

5 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 動物取扱業について

京都市動物愛護センターは、京都府と共同で設置・運営している動物愛護の拠点施設であり、「人と動物とが共生できるうるおいのある豊かな社会」の構築を目的として、犬・猫の適正飼育に関する普及啓発事業、犬・猫の保護、管理、譲渡、動物取扱業の登録等に関する事務を行っている。これらの業務のうち、動物取扱業に係る事務については、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）に基づくものであり、法には、以下の規定がある。

- ・ 動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの）の取扱業（販売、保管、貸出し、訓練、展示）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法第252条の19第1項の指令都市にあっては、その長）（以下において同じ。）の登録を受けなければならない（法第10条第1項）。

- ・ 登録を受けようとするものは、申請者の住所、動物取扱責任者の氏名等を記載した申請書等を都道府県知事に提出しなければならない（法第10条第2項）。
- ・ 申請者は、申請者（申請者が法人である場合には、その法人及びその役員）及び動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2（改正*前においては法第12条第1項第1号から第6号）までに該当しないことを示す書類を提出しなければならない（法施行規則第2条）。
- ・ 動物取扱責任者等の変更が生じた場合、動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2（改正*前においては法第12条第1項第1号から第6号）までに該当しないことを示す書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない（法第14条第2項、法施行規則第5条第5項第2号）。

※ 改正：当該規定の改正は、令和2年6月1日から施行

(2) 本件処分1について

ア 特定した公文書は、上記規定に基づき提出のあった●●に係る「第一種動物取扱業変更届出書」及び「資格等を証明する書類」等、並びに■●に係る「第一種動物取扱業変更届出書」及び「資格を証明する書類」である。（本件審査請求において争点となっていない公文書については、記載を省略する。）

イ 審査請求人は、処分庁が非公開とした箇所のうち、下記の部分を限定して公開を求めている。

- (ア) 2020年9月12日付け第一種動物取扱業変更届出書（●●）中、「4変更内容（2）変更後」
- (イ) 上記の添付書類で、「資格等を証明する書類」の一部
- (ウ) 平成30年11月8日付け第一種動物取扱業変更届出書（●●）中、「4変更内容」

ウ 非公開部分に記載されているものは、従業員である「動物取扱責任者の資格等」に関する情報及び「事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員」に関する情報である。

「動物取扱責任者の資格等」については、個人に関する情報であって、通常、他人に知られたくないと認められる情報であり、条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当すると判断し、非公開とした。

また「事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員」については、個人に関する情報であって、通常、他人に知られたくないと認められる情報であるとともに、事業を営む個人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報であり、条例第7条第1号及び第2号に規定する非公開情報に該当すると判断し、非公開とした。

(3) 本件処分2について

ア 特定した公文書は、上記規定に基づき提出のあった「■●」に係る「第一種動物取扱業登録申請書（様式第1）」及び「第一種動物取扱業変更届出書（様式第7）」等並びに「▲▲」に係る「第一種動物取扱業登録申請書」等である。（本件審査請求において争点となっていない公文書については、記載を省略する。）

イ 審査請求人は、処分庁が非公開とした箇所のうち、下記の部分を限定して公開を求めている。

- (ア) 2019年10月5日付け第一種動物取扱業変更届出書（■●）中、「4変更内容（1）変更前」及び「6変更理由」
- (イ) 平成30年10月18日付け第一種動物取扱業登録申請書（■●）中、「10事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員（事業所の外で業務を行う場合）（1）氏名、（2）要件」
- (ウ) 2019年10月5日付け第一種動物取扱業登録申請書（▲▲）中、「11事業所ごとに配置される

重要事項の説明をする職員（１）氏名，（２）要件」

- (e) 令和元年10月5日付け第一種動物取扱業登録申請書（▲▲）中，「10事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員（事業所の外で業務を行う場合）（１）氏名，（２）要件」及び「11事業所ごとに配置される重要事項の説明をする職員（１）氏名，（２）要件」

ウ 上記イの非公開部分に記載されている情報は，いずれも法人に雇用されている従業員個人に関する情報であって，通常他人に知られたいと認められる情報であるとともに，人事に関する法人の内部情報であることから，公にすることにより当該法人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報である。

よって条例第7条第1号及び第2号に規定する非公開情報に該当すると判断し，本件処分を行ったものである。

なお，動物取扱責任者の氏名については，法人に雇用されている一従業員の個人情報であるが，第一種動物取扱業登録簿で一般に閲覧できる情報であるため，公開とした。

- (4) 以上のとおり，本件処分に違法又は不当な点はない。

6 審査請求人の主張

審査請求書によると，審査請求人の主張は，おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件処分1について

ア 変更理由に「法律改正のため」とあるように令和2年6月施行の改正動物愛護法により動物取扱責任者の資格要件が少々厳格になったことと承知している。

イ 5(2)イ(ア)の変更届出書下部（添付書類のその他の欄）に「資格等」とあるが，それに該当するのが当該変更届の黒塗り箇所とその添付書類の黒塗り箇所だと思われる。非公開理由と教育機関の教育機関の卒業証書，資格証明書以外の書類とは何か，及びどの法令を根拠に当該資料を提出させたのか併せてお答えいただきたい。そもそも，法律改正前の動物取扱責任者任命時に動物取扱責任者の三人は要件を満たしていたはずである。改正後に欠格事由に該当するようになったとは考え難い。同様5(2)イ(イ)の変更届出書の中段変更内容欄の黒塗り部分の非公開理由を示していただきたい。

ウ 本件は処分庁が不当に非開示にしたのであり，条例の原則どおりプライバシーの侵害にはあたらず公開すべきである。

(2) 本件処分2について

ア 5(3)イ(ア)の変更届出書の黒塗り部分は，情報公開日の場において処分庁職員から，実務経験はプライバシーの侵害にあたりと説明を受けた。確かに「(実務経験)」以降については実務経験のことが書かれているのだろうが，その上部は変更前の責任者の名前が記入されていると思われる。したがって情報非開示は不当である。

イ 当該変更届の変更理由はなぜ黒塗りなのだろうか。非公開であるなら論理的な説明をお願いしたい。ちなみに今まで変更理由が公開された例でいうと，「法律改正のため」「シフトの都合のため」「責任者不

在の時間をなくすため」等である。

ウ 5(3)(イ)から(エ)までの登録申請者の重要事項等を説明する職員の黒塗り部分は、処分庁職員から、登録簿に記入されていないため公開する必要はないと説明を受けた。消費者側から見れば、接客しているスタッフが動物取扱責任者なのか、重要事項を説明するスタッフなのか、アルバイトなのか知りたいはずである。それを調べる手立てがないというのは、消費者、京都市民をないがしろにした行為であると言わざるを得ない。故に黒塗り部分の非開示は違法不当である。

7 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件審査請求に係る公文書について

ア 本件審査請求の争点となる非公開部分を含む公文書（以下「本件公文書」という。）は、特定の3つの事業所に係る「第一種動物取扱業登録申請書（以下「登録申請書」という。）」（合計3件）、「第一種動物取扱業変更届出書（以下「変更届出書」という。）」（合計3件）及び添付書類「資格等を証明する書類（以下「資格等証明書」という。）」（1件）である。

イ 当審査会において、それぞれの公文書を見分したところ、以下の内容が確認できた。

- (ア) 「登録申請書」には、申請者の氏名、住所及び電話番号、事業所の名称、所在地及び業務の内容等のほか、動物取扱責任者の氏名及び要件、重要事項の説明等をする職員（以下「重要事項説明者」という。）の氏名及び要件、業務の内容及び実施の方法などが記載されている。
- (イ) 「変更届出書」には、届出者の氏名、住所及び電話番号のほか、変更内容、変更年月日、変更理由、添付書類の名称等が記載されている。
- (ウ) 「資格等証明書」は、動物取扱責任者として法に規定する資格を保有していることを証明する文書である。

(2) 条例第7条第1号該当性について

ア 処分庁は本件各公文書の争点となっている非公開部分について、個人に関する情報であって、通常他人に知られたくないと認められる情報であり、条例第7条第1号に該当すると主張し、一方審査請求人は、条例第7条第1号に規定している個人情報には当たらないとの主張であると認められるので、当審査会はこの点について検討する。

イ 条例第7条第1号は、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をし、個人に関する情報が公開されてプライバシーが侵害されることのないよう、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものについて、非公開とすることを定めたものである。また、「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当するか否かについては、一般の感受性を基準として、客観的に通常他人に知られたくないものと認められるものであるか否かで判断されるべきである。

ウ 本件審査請求の争点となっている非公開部分の情報は、以下の(ア)から(ウ)までの3つに区分することができるため、それぞれについて検討を行った。

- (ア) 動物取扱責任者及び重要事項説明者の資格に関する情報について

動物取扱責任者及び重要事項説明者の資格に関する情報で非公開とされているものは、実務経験年数、経験場所、取得している資格が具体的に分かるものである。これらの情報はいずれも、これらの者が単に業務に従事するための法的要件を満たしていることを示すにとどまらず、個人の経歴をも示すものであるため、通常他人に知られたくないと認められるものであり、条例第7条第1号に該当するものと判断する。

(イ) 重要事項説明者の氏名について

a 一般に、法人等を代表する者又はこれに準ずる地位にある者以外の個人については、特定の企業でどのような地位にあり、どのような活動を行っているかは、通常他人に知られたくない情報と認められる。

b そこで、当審査会が、動物取扱責任者及び重要事項説明者の法的立場や資格要件等について諮問庁に確認したところ、次のとおりであった。

- ・ 動物取扱責任者は、法第22条において事業所ごとに十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者から選任しなければならないと規定され、その資格要件として「獣医師法第3条の免許取得」、「愛玩動物看護師法第3条の免許取得」、又は「半年間以上の実務経験又は1年間以上の飼養経験かつ教育機関卒業又は試験による資格取得」のいずれかを保有することが求められている。
- ・ 重要事項説明者は、法施行規則第3条において、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明する者として事業所ごとに1名以上配置することと規定され、その資格要件として「半年間以上の実務経験」、「教育機関卒業」又は「試験による資格取得」のいずれかを保有することが求められている。
- ・ 動物取扱責任者の氏名については、法第15条において、第一種動物取扱業登録簿に掲載し、一般の閲覧に供することが規定されている。一方、重要事項説明者の氏名については、このような対象にはなっていない。

c 当審査会としては、重要事項説明者の氏名が動物取扱責任者の氏名のように第一種動物取扱業登録簿において公にされていないこと、それらの者が事業所を代表する者又はこれに準ずる地位にある者とは認められないことから、上記aの考え方により、その氏名については条例第7条第1号に該当するものと判断する。

d なお、当審査会が3件の変更届出書を見分したところ、これらはいずれも「動物取扱責任者の氏名」及び「事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員」の変更を届け出たものであるが、そのうち平成30年11月8日付けの変更届出書については、2つの変更事項の変更内容が同一（変更前後いずれにおいても動物取扱責任者が重要事項説明者を兼ねている状況）であって、両者が区分されることなく「4変更内容」欄に記載されており、当該記載内容が非公開とされていることが認められた。

当該非公開部分について、当審査会としては、このように動物取扱責任者が重要事項説明者の地位を兼ねており、両者の地位が区分せずに記載されている場合には、第一種動物取扱業登録簿において氏名が公にされる動物取扱責任者の法的立場を重視すべきであり、条例第7条第1号に規定するプライバシー性は認められないと判断する。

(ウ) 変更届を行う理由について

審査請求人は、3件の変更届出書のうち、2019年10月5日付けの変更届出書（5(3)イ(7)のみ「6変更理由」欄の記載が非公開となっていることについて異議を述べている。

当審査会において当該公文書を見分したところ、当該部分は、特定の従業員の人事に関係することが記載されていることが認められたため、条例第7条第1号に該当するものと判断する。

エ また、ウ(ア)～(ウ)以外の情報で、2020年9月12日付け変更届出書の欄外（「7 添付書類」欄の右）の非公開部分のうち1行目の記載並びに2019年10月5日付け変更届書の「4 変更内容(1)変更前」欄及び「4 変更内容(2)変更後」欄の各非公開部分のうち、いずれも1行目の1文字目から9文字目までの記載については、当該変更届出書の様式にあらかじめ印字されている上段の届出項目（9項目が列挙され該当する項目を囲む形式）や記以下の記載欄の項目（8項目）の名称と実質的に同等の性質を有する情報であり、条例第7条第1号に該当しないため、いずれも公開すべきであると判断する。

(3) 条例第7条第2号該当性について

本件審査請求の争点となった非公開部分のうち、なお非公開を維持すべき部分については、(2)のとおり条例第7条第1号に該当するものであるから、同条第2号該当性の検討までは要しない。また、(2)において公開すべきと判断した部分については、それが当該事業者の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害するとは認められず、条例第7条第2号には該当しない。

(4) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 審査請求の経過

※ いずれの事案も請求内容、特定した公文書及び処分の内容については、本件審査請求において争点とされているものについてのみ記載。

諮問情第222号

請求日	令和2年10月14日
請求内容	●● 上記店舗の ・ 第一種動物取扱業登録申請書 ・ 第一種動物取扱業変更届書 ・ 上記以外で申請、変更等で必要な書類、添付書類全て ただし、平成30年から現在まで
特定した公文書	「第一種動物取扱業変更届出書 (No.38 平成30年11月8日付)」 「第一種動物取扱業変更届出書 (No.34 2020年9月12日付)」 「資格等を証明する書類」
処分通知日	令和2年10月27日
処分の内容	公文書一部公開決定 ○ 条例第7条第1号に該当 申請者個人の電話番号及び動物取扱責任者の経歴は公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。 ○ 条例第7条第1号及び第2号に該当 動物取扱責任者以外の職員に関する情報は、公開することにより当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとともに、事業を営む法人及び個人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため。
審査請求日	令和2年11月24日

諮問情第223号

請求日	令和2年9月7日
請求内容	■■■ ▲▲ 上記2店舗の平成30年10月18日以降の ・ 第一種動物取扱業変更届書 ・ 第一種動物取扱業者登録申請書 ・ 添付書類
特定した公文書	■■■ 「第一種動物取扱業登録申請書 (No. 32 平成30年10月18日付)」 「第一種動物取扱業変更届出書 (No. 35 2019年10月5日付)」 ▲▲ 「第一種動物取扱業登録申請書 (No. 23 2019年10月5日付)」 「第一種動物取扱業登録申請書 (No. 24 令和元年10月5日付)」
処分通知日	令和2年9月18日

処分の内容	公文書一部公開決定 ○ 条例第7条第1号及び第2号に該当 法人の代表者及び動物取扱責任者以外の職員に関する情報は、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとともに、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため。
審査請求日	令和2年12月2日

(参 考)

1 審議の経過

令和2年12月18日 諮問（諮問情第222号）

12月21日 諮問（諮問情第223号）

12月23日 諮問庁からの弁明書の提出（諮問情第222号）

令和3年 1月15日 諮問庁からの弁明書の提出（諮問情第223号）

12月 8日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和3年度第7回会議）

令和4年 2月15日 審議（令和3年度第8回会議）

3月18日 審議（令和3年度第9回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 毛利 透）